

会計情報

Vol. 603

2026.11

Accounting, Tax & Consulting

2027年3月決算の半期報告書の
開示に関する留意事項

業種別委員会研究資料第2号「Web3.0関連企業におけ
る監査受嘱上の課題に関する研究資料」の概要(第2回)

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び事業者
負担軽減支援金の導入に関する大綱ダイジェスト



Contents

	ページ	
会計・監査	2	2027年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項 公認会計士 山田 正顕
	11	業種別委員会研究資料第2号「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」の概要(第2回) 公認会計士 高山 朋也 公認会計士 川東 泰之
	20	金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの実施について(法人税等・実務対応報告第45号) 『会計情報』編集部
税務	21	飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱ダイジェスト デロイト トーマツ税理士法人 税理士 瀬瀬 明美 税理士 大友 和佳子
会計基準等開発動向	24	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

2027年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項

公認会計士 やまだ まさあき 山田 正顕

はじめに

本稿では、2027年3月決算の半期報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。本稿が対象とする半期報告書は、連結財規第1編及び第3編により第一種中間連結財務諸表を作成している場合¹を想定している。

また、指定国際会計基準及び修正国際会計基準に関する記載については述べておらず、これらに基づく開示を行う会社においては、注意が必要である。

本稿で使用する半期報告書の記載事例は、公益財団法人 財務会計基準機構の作成した『半期報告書の作成要領』（2026年9月期提出用）を参考にしている。

なお、本稿で使用されている法令又は会計基準等の略語の正式名称については、末尾に掲載している。

2027年3月期の半期報告書作成に係る主な改正点

2027年3月期の半期報告書を作成するにあたり、新たに適用される法令及び会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

1. 「令和8年開示府令等の一部改正府令」の適用に関する事項（サステナビリティ開示基準の適用等に関する事項）

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第2 事業の状況	
1. 事業等のリスク	4
2. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
4. サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項	5

2. 「令和8年開示府令等の一部改正府令」の適用に関する事項（重要な契約等に関する事項）

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第2 事業の状況	
3. 重要な契約等	4

3. 「令和8年開示府令等の一部改正府令」の適用に関する事項（有価証券報告書の定時株主総会前提出に関する事項）

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第3 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	5
● 大株主の状況	5
● 議決権の状況	5
2. 役員の状況	5

4. 期中財務諸表に関する会計基準（期中会計基準等の適用）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第4 経理の状況	
1. 中間連結財務諸表	
● 注記事項（会計方針の変更等）	8
● 注記事項（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）	8
● 注記事項（中間連結損益計算書関係）	8

¹ 第一種中間連結財務諸表を作成している場合には、第一種中間財務諸表の記載を要しないとされている（開示府令第18条第1項柱書）ため、本稿では第一種中間財務諸表について取り扱っていない。

5. 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い（改正金融商品実務指針の適用）に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第4 経理の状況	
1. 中間連結財務諸表	
● 注記事項（会計方針の変更等）	8
● 注記事項（金融商品関係）	9

6. 新リース会計基準等を早期適用する場合の会計処理等に関する事項

項 目	ページ
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	3
第4 経理の状況	
冒頭記載	6
1. 中間連結財務諸表	
● 注記事項（会計方針の変更等）	6
● 注記事項（金融商品関係）	9

上記の他に、2025年11月11日に非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱いを定めた実務対応報告第47号が、2026年2月27日に防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱いを定めた実務対応報告第48号がそれぞれ公表されており、下記のとおり、2027年3月期の半期報告書において適用される。

会計基準等	適用時期等
実務対応報告第47号	2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本実務対応報告を適用することができる。
実務対応報告第48号	2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

2027年3月期の半期報告書作成に係る主な留意点

半期報告書作成に係る主な留意事項は以下のとおりである。

項 目	留 意 点	備 考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>新リース会計基準等は、2025年4月1日以後開始する年度の期首から適用することができることされており（新リース会計基準第58項ただし書き）、適用初年度においては、以下の方法が認められている。</p> <p>① 新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な方法」という）（新リース適用指針第118項本文）</p> <p>② 経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「新リース適用指針118項ただし書きの方法」という）（新リース適用指針第118項ただし書き）</p> <p>新リース会計基準等を早期適用した場合、主要な経営指標等の推移の記載について、次の事項に留意が必要となる。</p> <p>① 原則的な方法に従い遡及適用を行った場合は、主要な経営指標等の推移の記載について、遡及適用の内容を反映しなければならない。また、遡及適用の内容を反映した場合は、その旨を注記しなければならない。</p> <p>② 新リース適用指針第118項ただし書きの方法を適用した場合、経過措置に重要性があるときは、会計方針の変更に関する注記と同様に、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられる。</p> <p>新リース会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>（作成要領12ページ）</p> <p>「[リースに関する会計基準]（2024年9月13日）等を当中間連結会計期間より早期適用している場合」</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン5-12-2及び24の5-7

項 目	留 意 点	備 考
	<p>2. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を当中間連結会計期間より早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日）第118項ただし書きを適用し、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更していない場合]</p> <p>2. 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>	
第2 事業の状況		
<p>1 事業等のリスク</p> <p>2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令による本項目の適用時期は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2028年4月1日以後に開始する事業年度に係る半期報告書（2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年4月1日以後に開始する事業年度に係る半期報告書） ただし、施行日（2026年2月20日）以後に提出される半期報告書から適用することができる。 <p>〔令和8年開示府令等の一部改訂府令〕</p> <p>「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「4 サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。</p> <p>(a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨</p> <p>(b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因</p> <p>(c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程</p> <p>(d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令記載上の注意(1)h</p>
3 重要な契約等	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令により開示府令が改正されている。改正の概要は以下のとおりであり、連結子会社間で締結したローン契約又は発行した社債が記載対象から除かれている。2026年3月期の有価証券報告書において既に適用されている開示に関連した事項である。</p> <p>（ローン契約と社債に付される財務上の特約）</p> <p>当中間連結会計期間において、半期報告書の提出会社又はその連結子会社が財務上の特約が付されたローン契約の締結（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、当該ローン契約又は社債の概要、財務上の特約の内容及び財務上の特約が付された年月日を開示する。</p> <p>ただし、以下のローン契約及び社債は除かれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結したローン契約 提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行した社債 	<p>令和8年開示府令等の一部改訂府令記載上の注意(9)</p>

項 目	留 意 点	備 考
	<p>なお、2026年4月1日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、令和5年開示府令等の一部改正府令の施行（2024年4月1日）前に締結された契約等について、記載を省略する旨を記載することができるとされていたが、2026年4月1日以後に開始する年度に係る半期報告書においては、施行前に締結された契約等についても開示することとなる。</p>	<p>令和5年開示府令等の一部改正府令附則第3条第5項及び第6項並びに令和6年開示府令等の一部改正府令附則第5条第4項</p>
4 サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項	<p>〔令和8年開示府令等の一部改正府令〕</p> <p>「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」と同様に、将来に関する事項を記載する場合には、記載上の注意(1)h(a)から(d)に記載の事項を記載する（「1 事業等のリスク」、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の留意事項参照）。</p> <p>前事業年度に係る有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において見積りの方法により算定した数値を記載している場合であって、当中間連結会計期間中に当該数値に係る確定値が判明し、当該数値と当該確定値との間に差異があるときは、当該差異の状況及び当該差異が生じた理由を記載することができる。</p> <p>なお、この項目に記載する事項がない場合には、項目名を含め記載を要しない。</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意（9-2）</p>
第3 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (5) 大株主の状況	<p>総会前開示を進めるに当たっては、議決権行使に係る基準日を後倒しした上で、株主総会開催日を後倒しすることが有効な方策であると考えられるが、その場合、併せて、剰余金配当の基準日や中間配当の基準日の後倒しを企図する会社が存在することも考えられる。このため、半期報告書における「大株主の状況」及び「議決権の状況」について、中間配当に係る基準日時点で記載することを可能とすることを意図して、令和8年開示府令等の一部改正府令において改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を中間配当に係る基準日として定めた場合には、当該基準日現在の「大株主の状況」について記載する。 ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載する。 <p>信託銀行の信託業務に係る株式数を中間配当に係る基準日又は当中間会計期間末現在で確認できない場合の記載例は以下のとおりである。 (作成要領78ページ)</p> <p>(注) ○年○月○日現在における、○○信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができない。</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意(15)a (パブコメ（サステナ等）No.198)</p>
(6) 議決権の状況	<p>大株主の状況と同様の趣旨で令和8年開示府令等の一部改正府令において改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出会社が当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間のいずれかの日を中間配当に係る基準日として定めた場合には、当該基準日現在の「議決権の状況」について記載する。 ただし、これにより難しい場合にあっては、当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載する。 	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意(16)a</p>
2 役員の状況	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令により、2026年3月31日以後に終了する年度に係る有価証券報告書については、会社の開示負担を軽減し、定時株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合における定時株主総会又は取締役会の決議事項の概要の記載が、「有価証券報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するもの」から、「自己株式の取得及び剰余金の配当に関する事項」に変更されている。</p> <p>当該改正により、前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合に、当該有価証券報告書の役員の状況において、提出日現在の状況のみを記載している会社と、当該定時株主総会又は取締役会での決議事項である「役</p>	<p>令和8年開示府令等の一部改正府令 記載上の注意(17)a パブコメ（サステナ等）No.184～187</p>

項 目	留 意 点	備 考
	<p>員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項を任意で記載している会社があると考えられる。</p> <p>半期報告書では、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載することとされている。このため、前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合には、当該有価証券報告書の記載状況を踏まえ、以下のとおり記載することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前事業年度の有価証券報告書の役員の状況において提出日現在の状況のみを記載した場合に、定時株主総会又はその直後に開催される取締役会を経て役員の異動が生じたときは、半期報告書において記載することになると考えられる。 ・前事業年度の有価証券報告書に当該定時株主総会又は取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項を任意で記載した場合に、その者が予定通り選任されたときは、半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出日後に行われた役員の異動として記載することは不要であると考えられる。 	
第4 経理の状況		
冒頭記載	<p>新リース会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる（作成要領91ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>新リース会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>（作成要領86ページ）</p> <div> <p>1. 中間連結財務諸表の作成方法について</p> <p>当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。</p> <p>なお、当中間連結会計期間（〇年4月1日から〇年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和7年3月24日内閣府令第20号）附則第3条第1項ただし書き及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和7年8月22日内閣府令第75号）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。</p> <p>また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成している。</p> </div>	記載上の注意(18)
1 中間連結財務諸表	<p>新リース会計基準等を早期適用する場合で、新リース適用指針第118項ただし書きの方法を適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法による組替えを行わない。</p>	新リース適用指針第136項
注記事項 （会計方針の変更等） 新リース会計基準の早期適用	<p>新リース会計基準等を早期適用する場合には、原則的な方法と新リース適用指針118項ただし書きの方法が認められている。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられている。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられる。</p> <p>新リース会計基準等を早期適用する場合で、原則的な方法の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>記載事例の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。 <p>（作成要領134ページ）</p> <div> <p>（会計方針の変更）</p> <p>「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日。以</p> </div>	<p>連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131</p>

項 目	留 意 点	備 考
	<p>下「リース会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、(会計方針の変更の具体的な内容)。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、(会計方針の変更の具体的な内容)。これらの会計方針の変更は遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前中間連結会計期間の売上高はXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、販売費及び一般管理費はXXX百万円減少し、営業利益はXXX百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれXXX百万円減少している。また、前連結会計年度の有形固定資産はXXX百万円増加し、無形固定資産の「その他」はXXX百万円増加し、流動負債の「その他」はXXX百万円増加し、固定負債の「その他」はXXX百万円増加している。さらに、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより前連結会計年度の利益剰余金の期首残高はXXX百万円減少している。</p> <p>また、新リース会計基準等を早期適用する場合で、新リース適用指針118項ただし書きの方法の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>記載事例の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。 <p>以下の経過措置を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース適用指針第119項(1)に従って、適用初年度の前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」(2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)を適用しているリース取引については、契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わないこと ・リース適用指針第119項(2)に従って、適用初年度の期首時点で存在する企業会計基準第13号を適用していない契約については、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断すること <p>(作成要領136ページ、138ページ及び140ページを基に筆者作成)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、(会計方針の変更の具体的な内容)。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、(会計方針の変更の具体的な内容)。</p> <p>(1) 借手及び貸手</p> <p>リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日。以下「リース適用指針」という。)第118項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第119項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当中間連結会計期間の期首時点で存在する企業会計基準第13号を適用していない契約については当中間連結</p>	

項 目	留 意 点	備 考
	<p>会計期間の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。</p> <p>(2) 借手 借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。 (略) また、リース適用指針第136項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度及び前中間連結会計期間について新たな表示方法による組替えを行っていない。 (略)</p> <p>(3) 貸手 貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。 (略) この結果、当中間連結会計期間の売上高がXXX百万円減少し、売上原価はXXX百万円減少し、営業利益はXXX百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれXXX百万円減少している。</p>	
注記事項 (会計方針の変更等) 期中会計基準等の適用	<p>期中会計基準等は、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合しているため、期中会計基準等において個別に検討を行った取扱いを除き、基本的に中間会計基準等と四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継いでおり、期中会計基準等の適用後も基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられるとされている。</p> <p>ただし、個別に検討を行った取扱いのうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされたことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が期中適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられるとされている。当該場合には、会計方針の変更において注記することになると考えられる。</p> <p>しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として期中適用指針の適用前から中間適用指針及び四半期適用指針に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられるとされている。</p> <p>なお、期中洗替え法が原則とされたことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が期中適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、遡及適用が認められていない点に留意が必要となる。</p>	<p>連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131 期中会計基準BC45項 期中適用指針第73項</p>
注記事項 (会計方針の変更等) 改正金融商品実務指針の適用	<p>改正金融商品実務指針を適用する場合には、会計方針の変更において注記することになると考えられる（作成要領145ページ 作成に当たってのポイント⑥）。</p>	<p>連結財規第102条 財規第131条 連結財規ガイドライン102 財規ガイドライン131</p>
注記事項 (中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)	<p>期中特有の会計処理は選択することのできる条件を満たした場合であっても、必ずしもこれを採用しなければならないことはなく、継続適用を条件として年度決算と同様の方法と期中特有の会計処理とのいずれかを選択して適用することができる。したがって、期中特有の会計処理として認められている方法はいずれも会計方針と考えられ、それを変更した場合には会計方針の変更に該当する。</p> <p>なお、期中特有の会計処理のうち、「原価差異の繰延処理」については、一定の条件を満たさなくなった場合には選択することができないとされているため、従来これらの方法を採用していたが、一定の条件を満たさなくなったことにより年度と同様の方法に変更した場合には、会計方針の変更に該当しないと考えられる（作成要領149ページ 作成に当たってのポイント②）。</p>	<p>連結財規第107条 連結財規ガイドライン107</p>
注記事項 (中間連結損益)	<p>期中適用指針の適用にあたり、有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、期中切放し法を適用している場合には、その旨を注記</p>	<p>連結財規第175条の2</p>

項 目	留 意 点	備 考
計算書関係)	<p>する。</p> <p>期中適用指針の適用にあたり、有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用している場合の記載事例は以下のとおりである。</p> <p>(作成要領158ページ)</p> <p>当社グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用している。</p>	期中適用指針第4項及び第7項
注記事項 (金融商品関係) 改正金融商品実務指針の適用	<p>金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「組合等」という。)への出資については、中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。</p> <p>ただし、改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用し、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記する。</p>	連結財規第111条 改正金融商品実務指針第132-5項
注記事項 (金融商品関係) 新リース会計基準の早期適用	<p>新リース会計基準等を早期適用する場合、リース負債については、金融商品の時価等に関する注記の対象外となる。</p>	連結財規第111条

以 上

※本稿で使用されている法令又は会計基準等の正式名称

凡 例	
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)(最終改正令和8年6月24日内閣府令第57号)
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(令和8年4月金融庁企画市場局)
記載上の注意	開示府令第四号の三様式(記載上の注意)
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)(最終改正令和8年8月5日内閣府令第70号)
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)(令和8年3月金融庁企画市場局)
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(最終改正令和8年8月5日内閣府令第70号)
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)(令和8年3月金融庁企画市場局)
令和5年開示府令等の一部改正府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第81号)

凡 例	
令和6年開示府令等の一部改政府令	企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第29号）
令和8年開示府令等の一部改政府令	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）
パブコメ（サステナ等）	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2026年2月20日公表）
新リース会計基準等	新リース会計基準及び新リース適用指針
新リース会計基準	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年9月13日企業会計基準委員会）
新リース適用指針	企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日企業会計基準委員会）
期中会計基準等	期中会計基準及び期中適用指針
期中会計基準	企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（改正2026年1月9日企業会計基準委員会）
期中適用指針	企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（改正2026年1月9日企業会計基準委員会）
中間会計基準等	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（2024年3月22日企業会計基準委員会）及び中間適用指針
中間適用指針	企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（2024年3月22日企業会計基準委員会）
四半期会計基準等	企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）及び四半期適用指針
四半期適用指針	企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）
実務対応報告第47号	実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（2025年11月11日企業会計基準委員会）
実務対応報告第48号	実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（2026年2月27日企業会計基準委員会）
改正金融商品実務指針	移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（改正2025年3月11日企業会計基準委員会）
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『半期報告書の作成要領』（2026年9月期提出用）

業種別委員会研究資料第2号 「Web3.0関連企業における監査受嘱上の 課題に関する研究資料」の概要（第2回）

公認会計士 高山 朋也 たかやま ともや
公認会計士 川東 泰之 かわとう やすゆき

1. はじめに

日本公認会計士協会は、2023年11月20日に業種別委員会研究資料第2号「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」（以下「本研究資料」という。）を公表し、その後の環境変化を踏まえ、2026年6月12日に本研究資料を改正している。

改正により追加・拡充された事項に下線を引いて示しながら、本研究資料の概要を2回に分けて解説する。第1回では、本研究資料の第1部に加え第2部のバリデート／ステーキングの箇所までの解説を行った¹。第2回では第2部の残りの箇所を解説する。

2. その他実務の検討

（1）暗号資産の発行体株式の評価

非上場会社が資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）上の暗号資産の発行者となる場合、トークン発行に係る会計処理に課題が生じる場合があるため、留意が必要である²。例えば、実質価額の算定に基づく当該非上場株式の減損処理要否の判定が困難になるケースが考えられる。

（2）資金決済法上の暗号資産の貸付及び借入

企業が第三者と行う暗号資産の貸付及び借入に係る会計上の取扱いを明示した会計基準等はない。実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第38号」という。）第14項及び第15項並びに第55項及び第56項において、暗号資産交換業者が預託者から預かった資金決済法上の暗号資産について、暗号資産の私法上の位置づけが明確ではないものの、自己が保有する暗号資産と

の同質性を重視し、その時点の時価による資産として計上することとされている。これらを参考に、暗号資産の貸付は貸付暗号資産として資産に計上し、暗号資産の借入は借入暗号資産として負債に計上している実務が見られる。

なお、実務対応報告第38号において、暗号資産の貸付としての資産や借入としての負債に関する規定はないことから、信用リスクの評価も含めこれらの事後測定（時価評価等）に関する会計上の取扱いが明らかな点に留意する必要がある。

（3）資金決済法上の暗号資産以外のトークン等を第三者から預かる場合

上記（2）で解説したとおり、実務対応報告第38号は預託者から預かった資金決済法上の暗号資産の会計処理を定めるが、資金決済法上の暗号資産以外のトークン等（NFTなど）を第三者から預かる場合は実務対応報告第38号の適用対象外となる。そのため、企業会計基準委員会（ASBJ）から公表されている討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）における資産の定義に照らして、結果として資産として計上しないこととしている実務が見られる。

概念フレームワークでは、「資産とは、過去の取引又は事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。」とされている。一般的に、トークン等（NFTなど）は、売却等によりキャッシュ（又は暗号資産）の獲得に貢献する便益の源泉であるため「経済的資源」に該当すると考えられることから、資産として計上が必要か否かを決定するに当たっては、顧客から預かったトークン等（NFTなど）を暗号資産交換業者が支配しているかが論点となると考えられる。概念フレームワークでは、支配とは「所有権の有無にかかわらず、報告主体が

1 本誌2026年10月号（Vol.602）の記事を参照。

2 トークン発行に係る会計処理の課題は、本誌2026年10月号（Vol.602）第1回解説「4. トークンの発行に係る監査上の課題」参照。

経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。」とされている。よって、報告主体である暗号資産交換業者と預託者との預託の合意の内容を検討し、暗号資産交換業者が支配を有しているかを検討することで、会計処理を決定することが考えられる。支配の検討においては、トークン等（NFTなど）は、実務対応報告第38号第55項で示されている「現金と同様に個別性がなく」という資金決済法上の暗号資産の特徴を一般的に有しない点も考慮することが考えられる。

(4) 重要な会計方針等の開示

企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項では、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合を「会計基準等の定めが明らかでない場合」と定義した上で、同第4-2項において、当該事項が重要な会計方針に該当する場合、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを求めている。Web3.0ビジネスは、我が国において過去に事例のないものがあり、今後も既存の会計基準等が想定していないケースが発生するものと考えられることから、重要な会計方針等の開示は今後の会計実務において留意すべき事項である。

3. ブロックチェーンに関連する監査上の論点

(1) 秘密鍵の管理体制

暗号資産等のトークンの所有者は、保有する秘密鍵を用いて電子署名を行うことによって、ブロックチェーン上でトークンの移転を行うことが可能になる。また、プロジェクトごとの設計・ガバナンス方針次第ではあるものの、一般に、トークンの発行体は、ガバナンスに関わる管理権限を有し、それに用いる秘密鍵（以下「管理鍵」という。）を用いてトークンの発行や焼却（バーン）、スマートコントラクトの変更を行うことができる。そのため、トークン等の所有者が保有する秘密鍵やトークンの発行体が保有する管理鍵の不正な利用や漏えいが生じた場合、トークンの盗難や不正な発行、スマートコントラクトの改ざん等が行われることでトークン自体の信頼性が失われ、事業に影響を及ぼす可能性がある。さらに、バックアップが適切に実施されず、トークンの所有者が保有する秘密鍵を紛失するとトークンの移転等ができなくなり、実質的に権利を失った状態になる。そのため、監査人は、トークンの発行や保有を行う企業の監査を受嘱する際には、企業による堅牢な秘密鍵の管理体制が整備・運用されていることを確かめる必要がある。監査人は、秘密鍵の管理体制の評価においては、例えば、以下の点を検討する必要がある。

① アクセスセキュリティ

企業は、秘密鍵の生成から、保管、利用、廃棄までの秘密鍵のライフサイクルにおいて、秘密鍵への不正アクセスを防止するため、職務分掌や物理的・論理的アクセスコントロールを整備・運用することが求められる。また、ホットウォレットでの保管を制限するとともに、サイバーセキュリティ体制を構築することが求められる。

② ウォレットシステム及び出庫業務の内部統制

企業は、出庫のオペレーション手続を社内規則等に定めるとともに、複数の担当者の適切な関与により牽制機能が実効的に発揮される手順を整備することが求められる。加えて、企業は、送金を実行する際に複数の秘密鍵による電子署名を必要とするマルチシグ技術やそれに代替する内部統制（例えば、秘密分散技術により秘密鍵を複数に分割、秘密鍵へのアクセスに多段階認証を必要とする情報処理統制等）を整備することが求められる。また、ウォレットシステムへの不正なプログラムの混入や出庫業務への不正介入による暗号資産流出の防止又は被害の最小化を図るために、例えば、以下の内部統制の整備が必要となる。

- ・コールドウォレットを、短期間で出庫を行うものと、長期間出庫が行われないものなど、用途に応じて分けて管理する。
- ・出庫先アドレスをホワイトリスト化し、ホワイトリストに登録されたアドレス以外への送金を防止する。ホワイトリストへのアドレスの登録や変更においては、複数名の関与の下での適切な権限者による承認を必要とする。
- ・出庫可能数量の上限を設定し、上限を超える出庫は、複数名の関与の下での適切な権限者による承認を必要とする。

さらに、企業は、不正行為が発生した際に備えて、速やかに取引ログやセキュリティルールの監視記録等を検証し、原因究明を行える体制としておくことも重要である。

③ 送金指図プロセスにおけるクラウド環境のセキュリティ

Web3.0関連企業の一部では、クラウドサービス上で稼働するコンテナオーケストレーション環境などを活用して、ブロックチェーンノードの運用やトークンの送金処理を行う構成が採用されている。このような構成では、署名前の送金データがローカル環境で作成された後、クラウド環境に一時保存されてから、署名端末へ転送されるなど、複数環境をまたぐ送金フローとなる場合がある。

この場合、クラウド環境への不正アクセスにより送金データが改ざんされ、意図しない送金の実行されるリスクがあるため、企業は、外部委託先を含め、クラウド環境における認証情報の管理体制を含め、送金データの改ざん検知や署名前の検証プロセスを強化することが不可

欠である。

④ バックアップ

不測の事態によって秘密鍵を紛失したり、秘密鍵へのアクセスができない状況下で秘密鍵情報を復元できなくなると、トークンの移動ができず、実質的にトークンに対する権利を失った状態になる。そのため、企業は秘密鍵のバックアップ体制を整備・運用することが求められる。バックアップの保管場所は、秘密鍵と同様に、不正アクセスを防止するための厳重なセキュリティ対策が求められることに留意する。

⑤ 外部委託先管理

トークンを保有する企業が、秘密鍵の管理やトークンの保管に企業外部の第三者を利用する場合や、外部SaaS（Software as a Service）のウォレットシステムを利用している場合、企業は当該外部委託先の秘密鍵管理等に関連する内部統制が整備・運用されているか評価することが求められる。監査人は、監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」に従い、例えば、利用規約や使用に関する契約を確認することで、当該外部委託先の業務を理解する必要がある。また、外部委託先の内部統制の整備・運用状況を評価するため、例えば、受託業務に係る内部統制の保証報告書入手し、検討することが考えられる。

(2) スマートコントラクト³の検証

企業が新たに暗号資産やNFTを発行する場合に、トークンに関する仕様を定義したスマートコントラクトをブロックチェーンに配置し利用することが一般的である。スマートコントラクトの利用例は、以下のようなものがある。

- ・トークンの生成・移転及び焼却（バーン）等使用不可能とする処理や取引履歴のブロックチェーンへの記録を行う。
- ・一定条件下で取引参加者間でのNFTと暗号資産の交換を自動実行する決済機能

スマートコントラクトは、トークン発行に関わる基礎的な機能だけでなく、複数のプログラムを組み合わせることで発行数量の制限や指定したアドレスの取引停止といったトークンの流通を制御する特権的機能や、特権の保有者を変更する機能、さらには事後的にロジックを追加変更するための拡張性を備えることも可能である。

監査人は、自動化されたプログラムとして継続的に意図したとおりに運用されているかという観点から、スマートコントラクトが情報処理統制として有効に運用されていることを確認する。監査人は、スマートコントラ

クトに不正流出や規制当局の要請等に備えた安全措置のための機能が組み込まれているかについても確認する。

監査人は、スマートコントラクトの開発・変更に関する内部統制の整備・運用状況を評価することで、スマートコントラクトの開発・変更過程で不具合や脆弱性の混入リスクへの対応ができていないか確認することになる。監査人は、信頼できる第三者機関によって実施されたコードレビューの結果を入手し、異常が発見されていないことを確かめる等の方法を取ることも考えられる。監査人は、トークンの発行や特権的機能を利用するための秘密鍵へのアクセスコントロールが整備・運用されているか検証することで、特権の利用による不正なトークン発行やスマートコントラクトのロジック改ざんリスクへの対応ができていないか確認する。

なお、スマートコントラクトは、通常、解読が困難なバイトコード等の形式でブロックチェーン上に配置されるため、監査人が企業からソースコードを入手し検証に利用する場合には、それがブロックチェーンに配置されたものと同一であるかにも留意する。

(3) 監査証拠として利用するブロックチェーンの記録の信頼性の評価

トークンの発行や保有を行う企業を監査する際には、ブロックチェーン上の情報を監査証拠として利用することになる。ブロックチェーンのネットワークの参加者が相互に監視し合うことによりブロックチェーン上の記録は改ざんされにくい仕組みになっていると認識されているが、監査人はブロックチェーンの記録を監査証拠として利用するために、ブロックチェーンの信頼性及びブロックチェーンから情報を取得するためのプログラムの信頼性を評価する必要がある。

① ブロックチェーンの信頼性の評価

ブロックチェーンネットワークに参加するコンピュータ（又は参加者）をノードというが、コンセンサスアルゴリズムに参加するノードに特に制限がない場合を「パブリック型ブロックチェーン」という。これに対して、非パブリック型ブロックチェーンとは、参加するノードが制限されている場合のうち、複数の組織体に限定されていれば「コンソーシアム型ブロックチェーン」といい、一つの企業や組織に限定されていれば「プライベート型ブロックチェーン」ということが多い。非パブリック型ブロックチェーンの場合には、発行に関係するシステムやブロックチェーンの理解に当たり、保証業務実務指針3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」を参照されたい。

3 スマートコントラクトとは、参加者が相互にやり取りをする上で合意する一連のルールを含むデジタルコードをいう。事前に定義されたルールに合致すると、このコードにより自動的に合意が執行される。このスマートコントラクトコードは合意又は取引の実行を促進、承認及び執行し、その後、取引の結果がブロックチェーンに書き込まれる（本研究資料付録3.用語集No.11）。

監査人は、以下のとおり、利用される暗号技術やコンセンサスアルゴリズム等の理解を通じて、ブロックチェーンの信頼性を評価することになる。

a. 利用される暗号技術の理解

ブロックチェーン上のデータ（ブロック情報）の真正性は、ハッシュ関数に依存している。ハッシュ関数の逆演算やハッシュ値の操作が可能になった場合、異なるブロックであるものの同一のハッシュ値を持つブロックを生成することができる可能性があり、過去のブロック情報の修正が可能となるリスクがある。また、ブロックチェーンにおけるトランザクションは、電子署名技術により証明される。電子署名の改ざんが可能になった場合、トランザクションの真正性が損なわれるリスクがある。

そのため、ブロックチェーンにおいて使用されている基盤技術を理解し、危殆化していないことを確かめることは、ブロックチェーンの信頼性について理解する上での前提となる。

b. コンセンサスアルゴリズムの理解

ブロックチェーンのネットワークにおいては、ネットワークに参加する各ノードが互いにデータを持ち合い、当該データが正しいデータか否かについて全体としての合意が形成される。この合意形成の仕組み、すなわち、コンセンサスアルゴリズムを理解することは、ブロックチェーンのネットワークそのものの信頼性についての理解を得ることや、どのようにトランザクションが確定データとしてブロックチェーンに記録されるかについての理解を行う上で有益である。コンセンサスアルゴリズムの理解には、以下を含む。

- ・コンセンサスアルゴリズム⁴の種類
- ・承認ノードの管理主体
- ・ブロックチェーンを維持するための必要なノード構成
- ・ファイナリティ⁵の条件
- ・コンセンサスアルゴリズムの変更にに関する内部統制

参加者の多いパブリック型ブロックチェーンであれば、改ざんの可能性は低いと想定されるが、パブリック型ブロックチェーンであっても、参加者が少ないブロックチェーンであれば、51%攻撃⁶によって改ざんのリスクが高くなる。

② ブロックチェーンから情報を取得するためのプログラムの信頼性の評価

監査人はブロックチェーンから取引記録を入手する際に、監査人自らブロックチェーンノードを構築する場合があるが、監査人は、当該ブロックチェーンノードの信頼性を評価する必要がある。信頼性の評価には、プログラムが目的適恰的にデザインされているか、プログラムが意図されたとおりに機能しているなどの検討が含まれる。

監査人は、各トークンのコミュニティ等が運営するウェブサイト上のエクスプローラを利用してブロックチェーンの情報を取得する場合があるが、エクスプローラの信頼性を評価する必要がある。

4. 各種法規制

(1) 金融商品取引法改正

近年、Web3.0事業の発展により暗号資産が用いられるサービスや状況が多様化しており、また、暗号資産保有者割合の増加に見られるように暗号資産が投資対象として位置付けられるなど、利用者保護を確保するためのさらなる法改正の必要性が議論されている。このような状況を踏まえ、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」においてディスカッション・ペーパーや規制見直し案の議論がなされ、2025年12月10日、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告として正式に取りまとめ公表された。当該報告においては、従来、決済手段としての性質に着目して資金決済法の下で規制されてきた暗号資産について、その投資対象化の進展を踏まえ、金融商品取引法（金商法）に規制の軸足を移すことが適当であるとの方向性が示された。そして、暗号資産を金商法上「有価証券とは異なる金融商品」として位置付けた上で、利用者保護を重視した横断的な投資者保護規制を及ぼすことが適当であるとの基本的考え方が示された。具体的には、情報提供規制、業規制、市場開設規制、不正取引（インサイダー取引）への対応という4つの観点から法規制の方向性が検討・整理された。

これを受けて、暗号資産取引に係る規制について、資金決済法から金商法へ移管し、有価証券とは異なる金融商品として位置付けた上で、上記4つの観点のうち、情報提供規制、業規制、インサイダー取引等への対応等の観点から利用者保護の枠組みを強化する改正金商法が、2026年7月15日に可決成立し、同年7月23日に公布さ

4 コンセンサスアルゴリズムの代表的なものには、「Proof of Work (PoW)」、「Proof of Stake (PoS)」、「Practical Byzantine Fault Tolerance (PBFT)」といったものがある。PoW、PoSはパブリック型で利用されることが多い。プライベート型やコンソーシアム型で利用される代表的なコンセンサスアルゴリズムとしてPBFTが挙げられる。

5 トランザクションがブロックチェーン上のデータとして確定することを、「ファイナリティを得る」と表現する。PoWは構造上ファイナリティがなく、一定のブロック数を経過することで確定したものとみなされることが多い。PoS、PBFTには通常ファイナリティを与える仕組みが備わっている。

6 51%攻撃とは、悪意のある者が、ネットワーク全体の採掘に係る計算処理能力の50%超を支配して不正な取引を実行することをいう。

れた。なお、当該改正法のうち暗号資産に関する規制見直しに係る規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される見込みである。

① 情報提供規制

暗号資産が投資対象として位置付けられている現在の状況においては、投資を行う者が正しい情報に基づいて

判断できるように、情報提供規制の強化が必要であるという考え方がディスカッション・ペーパー及びワーキング・グループ報告において示されている。改正法においては、特定の者のみが発行権限を有する暗号資産を「特定暗号資産」と定義した上で、規制の見直しが実施されている。また、継続的な情報公表規制、情報の正確性の確保及び投資者保護の観点から規制の強化が規定されている。

【図表1】 情報提供規制の概要

項目	規制等の内容
発行者がいる暗号資産（特定暗号資産）に関する規制	<ul style="list-style-type: none">・発行者は、特定暗号資産の募集・売出しを行うにあたり、あらかじめ、暗号資産の情報を公表しなければならない。・発行者による資金調達を伴わず、暗号資産取引業者が独自に取り扱う場合は、当該暗号資産取引業者が情報公表しなければならない。・公表すべき情報の詳細は今後内閣府令で定められるが、発行者の商号・経理の状況、暗号資産に関連する業務の状況等、特定暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報（例：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等）等が想定されている。
上記以外の暗号資産に関する規制	<ul style="list-style-type: none">・暗号資産取引業者は、暗号資産の取扱いにあたり、あらかじめ、暗号資産の情報を公表しなければならない。・公表すべき情報の詳細は今後内閣府令で定められるが、暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報（例：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等）等が想定されている。
継続的な情報公表規制	①重要な事象が生じた場合の臨時情報、②年1回の定期情報（発行者が募集・売出しを行った場合）を公表しなければならない。
情報の正確性の確保及び投資者保護の観点から規制の強化	<ul style="list-style-type: none">・特定暗号資産の発行者による募集・売出しについて、監査法人等の財務監査が行われていない場合には、投資者の投資上限を設定・民事責任の規定の整備や虚偽記載等に対する罰則や課徴金制度の整備等、有価証券と同様のエンフォースメント規定が整備

（出所：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案説明資料（金融庁）より筆者作成）

② 業規制

改正法では、暗号資産取引に係る業務について、第一種金融商品取引業に相当する規制を適用することとされている。原則コールドウォレット等の現行法の安全管理措置については、金商法に同様の規制を設けることに

なっている。また、暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ投資運用業、投資助言業の対象として規制される。暗号資産取引業者に対する主な規制等の概要は以下の図表2のとおりである。規制の詳細は内閣府令で定められる予定である。

【図表2】業規制の概要

項目	規制等の内容
取扱い暗号資産	利用者保護のための必要な基準に適合しない暗号資産の取扱い禁止
業務管理体制の整備	暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制の整備
利用者財産の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導や品質管理に必要な措置の実施 ・暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供業者に係る規制の導入
責任準備金	不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金を積み立て
暗号資産の借入れ	利用者から暗号資産の借入れを行う業務を暗号資産取引業の対象に追加
仲介業規制	暗号資産取引に係る仲介業を金融商品仲介業の対象に追加
無登録業者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・無登録業に対する罰則の引上げ、証券監視委の犯則調査の対象に追加。裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券監視委の申立て権限を整備 ・金商法に違反する無登録業者による売付けについて、民事効規定（原則無効として立証責任を転換）の対象に追加 ・対価を受けて取引判断に関する意見表示をする場合における対価を受ける旨の表示を義務づけるステルスマーケティング規制の対象に追加

（出所：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案説明資料（金融庁）より筆者作成）

③ 市場開設規制

ワーキング・グループにおける第6回までの議論及び最終報告において、暗号資産取引のグローバル性やオンチェーン取引の存在等を踏まえると、現時点において暗号資産交換業者に対し、金融商品取引所又は金融商品取引業者に係る私設取引所（PTS）と同水準の市場開設規制を一律に適用することは適当でないとの整理が示されている。

ただし、多数の取引参加者を相手方とする集団的な取引の場を提供する者であるという性質はあり、価格形成の公正性、システムリスク管理、取引監視等については、業規制や不公正取引規制の枠組みを通じて実効的に確保していくことが重要であるとの方向性が示されている。

このような考えの下で、市場開設規制については、従来の金融商品取引所制度をそのまま当てはめるのではな

く、暗号資産取引の特性を踏まえた形で、段階的・機能別にどのような規律を及ぼすべきかが検討課題とされている。

④ インサイダー取引等への対応

現行の金商法において、暗号資産についても、不正行為の禁止、風説の流布や偽計等の禁止及び相場操縦行為等の禁止といった規制があるが、インサイダー取引を直接規制する包括的な枠組みは存在しなかった。その状況に対して、ワーキング・グループ報告において、暗号資産が投資対象として広く取引されている現状を踏まえ、株式市場等との比較を踏まつつも、暗号資産の特性（発行者の分散性、グローバル市場性等）を考慮した不公正取引規制の整備が必要であるとの方向性が示され、今回の金商法改正によって関連する規制が整備されている。

【図表3】不公正取引規制の概要

項目	規制等の内容
インサイダー取引規制	<ul style="list-style-type: none"> ・上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースに、①「対象暗号資産」について、②「重要事実」に接近できる③特別の立場にある者（インサイダー）が、当該事実の公表前に、売買等を行うことを禁止する。 ・罰則は、上場有価証券等と同様に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科とする。
エンフォースメントの強化	上場有価証券等と同様に、暗号資産に係る不公正取引についても証券監視委の犯則調査や課徴金制度の対象に追加される。

（出所：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案説明資料（金融庁）より筆者作成）

（2）暗号資産仲介業の創設

① 暗号資産仲介業とは

2025年6月に成立した資金決済法の改正により、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」（以下「暗号資

産仲介業等」という。）が創設された。これは、暗号資産又は電子決済手段（以下「暗号資産等」という。）の売買や交換取引において、自らは取引を行わず、媒介のみを業として行う事業者を指す。

改正資金決済法においては、「電子決済手段仲介行為」を「電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと。」と定め、「暗号資産仲介行為」を「暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと。」と定義している。従来の暗号資産交換業者等とは異なり、暗号資産仲介業等は顧客の暗号資産や資金を預かることなく、売買のマッチングや取引の仲介のみを行う形態となる。

② 規制の内容

暗号資産仲介業等を営むには、金融庁への登録が必要となっている。暗号資産仲介業等には、利用者への説明義務や広告規制など、暗号資産交換業者と同様の利用者保護規制が課されている。ただし、暗号資産仲介業等は顧客資産を預からないため、資産の分別管理やカस्टディ規制は課されていない。マネロン・テロ資金供与対策については所屬制⁷が採用されており、AML/CFT規制は所屬先の暗号資産交換業者等にて対応が求められ、暗号資産仲介業者等には義務付けられていない。

(3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）改正

① 改正の目的及び概要

「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」が可決され、改正法が2024年6月7日に公布された。これに伴い、LPS法も改正されている。経済産業省による改正概要資料における、当改正の主目的の一つは、暗号資産への投資によるWeb3.0スタートアップへの資金供給が可能になることであるとされている。その目的を達成するために、暗号資産の取得に関して、以下のとおり改正されている。

LPSが営むことができる事業はLPS法第3条において定められているが、LPS法第3条第1項第6号の2が改正され、事業者のために発行される暗号資産の取得及び保有が可能となった。経済産業省のLPS法解説（令和7年7月2日経済産業省産業組織課）によれば、「これは、いわゆるWeb3.0スタートアップが資金調達の場合において有償で発行する暗号資産をLPSが取得する場合を想定した規定である。」（LPS法解説P15）とされている。投資可能な暗号資産は資金決済法第2条第14項第1号及び第2号で規定されている暗号資産とされており、資金決済法の暗号資産に該当しないNFTといったトークンや前払式支払手段となるユーティリティトークンは含まない。また、「発行」とは、技術的行為としての暗号資産

の発行（minting）を指しており、暗号資産の売買契約や暗号資産無償譲渡の覚書の締結といった行為は含まれない。「事業者のために発行される」という表現は、事業者自らが発行体になる場合と、第三者に委託又は第三者と協力して暗号資産を発行する場合も想定しているとされている。

5. Key Audit Matter（KAM）及び Critical Audit Matter（CAM）の事例

暗号資産への投資の増加やWeb3.0ビジネスの発展により、暗号資産を保有する企業又は暗号資産を事業に利用する企業が増えている。これに伴い、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matter：KAM）や、米国におけるCritical Audit Matter（CAM）として、暗号資産の実在性、権利の帰属（秘密鍵の支配）、分別管理、ブロックチェーン記録との照合、監査証拠の信頼性評価等が取り上げられる事例が見られる。以下では、研究資料に記載されたKAM3社、CAM2社の事例について、開示内容（KAM/CAMの内容、選定理由、監査上の対応）を整理する。

(1) KAMの事例

① マネックスグループ株式会社（会計基準：IFRS、2025年3月期）

a. KAMの内容

子会社であるコインチェック株式会社が暗号資産交換業を営む中で、連結財務諸表注記「18.棚卸資産」及び「35.偶発事象」に記載される暗号資産（自己保有分及び利用者から預託を受けた暗号資産）について、次の事項がKAMとして開示されている。

- ・「コールドウォレットに保管している自己保有の暗号資産の実在性及び権利の帰属」並びに「利用者から預託を受けたコールドウォレットに保管している暗号資産を保護する義務の検証」

b. KAM選定理由

秘密鍵が紛失・破壊・漏洩等により侵害された場合、暗号資産へのアクセスや取引ができなくなり、棚卸資産として計上されている暗号資産の認識中止の必要性が生じ得ること、また、利用者から預託を受けた暗号資産については盗難・紛失を防ぐ義務を果たせなかったことにより利用者損失への責任を負う可能性がある点が示されている。

そううえで、自己保有の暗号資産の実在性及び権利の帰属並びに利用者から預託を受けた暗号資産を保護する義務の検証に必要な監査手続や監査証拠の種類・範囲の決定には「監査人の高度な判断」が必要であり、「情報

⁷ 金融庁による「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」制度に係る登録事前説明会資料によれば、暗号資産仲介業者は特定の暗号資産交換業者等のために仲介を行うように制度設計されている。

技術（IT）の専門家」の関与も必要とされることから、当該事項が監査上特に重要でありKAMに該当すると判断した旨が開示されている。

c. 監査上の対応

- 内部統制の評価：質問・関連資料の閲覧により、以下を含む内部統制の整備・運用状況の有効性を評価
 - ・ 暗号資産関連システムへの役職員アクセス管理
 - ・ コールドウォレットでの暗号資産保管プロセスにおける職務分掌
 - ・ 帳簿残高とブロックチェーン記録とを照合する統制
- 自己保有及び利用者から預託を受けた暗号資産の実在性及び権利の帰属の検証手続
 - ・ 監査法人が独自に開発したソフトウェアツールによる、同社が管理するアドレスの暗号資産残高とブロックチェーン記録との照合
 - ・ 監査法人が選定した暗号資産取引について、ブロックチェーン及び内部記録に適切に反映されるかの観察により、秘密鍵の支配状況を評価

② 株式会社メルカリ（会計基準：IFRS、2025年6月期）

a. KAMの内容

連結子会社である株式会社メルコイン（暗号資産交換業者）について、以下がKAMとして開示されている。

- 「株式会社メルコインが保有する暗号資産の実在性」及び「分別管理義務に関連するリスクに係る負債の発生可能性」

b. KAM選定理由

連結財務諸表注記「4.重要な会計上の判断、見積り及び仮定(4)株式会社メルコインが利用者から預託を受ける暗号資産について」において、メルコインが利用者から預託を受けた暗号資産について、「支配を有していない」と判断し、連結財政状態計算書に資産として認識しておらず、対応する負債も認識していないことが記載されている。また、利用者から預託を受けた暗号資産は同社が管理するウォレット内に保管され、「資金決済に関する法律」に基づく分別管理義務を負う点、外部第三者の不正アクセスによる流出リスクに備えて秘密鍵管理体制やウォレット構造面に対策を講じている点が開示されている。そのうえで、当該リスクに伴う債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性は高くはないとして当該リスクに係る負債を認識していないものの、仮に不正アクセスにより暗号資産が流出した場合には企業グループの財政状態・経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある旨が記載されている。これらを踏まえ、暗号資産の実在性及び分別管理義務に関連するリスクに係る負債の発生可能性をKAMと判断した旨が開示されている。

c. 監査上の対応

- 内部統制の評価：質問・関連資料の閲覧により、暗号

資産の実在性に関連する以下の統制の整備・運用の有効性を評価

- ・ ウォレットへのアクセス管理
- ・ 暗号資産のブロックチェーン上のウォレット間での移転に関する統制
- ・ 帳簿残高とブロックチェーン上の残高の照合統制
- ・ 利用者預託分と自己保有分の分別管理統制
- ・ 秘密鍵管理に関する統制
- 実証手続
 - ・ 監査人自らブロックチェーン上の記録を参照した上で、当該記録と暗号資産の帳簿残高とを照合
 - ・ 秘密鍵が株式会社メルコインの管理下にあることを検証するため、監査人と事前に合意したとおりの暗号資産の移転がブロックチェーン上に記録されているかを確認

③ 株式会社コロブラ（会計基準：日本会計基準、2024年9月期）

a. KAMの内容

子会社である株式会社Brilliantcryptoが行った暗号資産BRILの発行（IEO：Initial Exchange Offering）に関連し、IEOによる資金調達額を含むBRIL関連金額が連結貸借対照表の前受金に含まれることを前提に、以下がKAMとして開示されている。

- 「Initial Exchange Offeringに関する会計方針の妥当性」

b. KAM選定理由

IEOによる資金調達取引について「関連する会計基準等の定めが明らかではないため、経営者は会計方針を決定する必要がある」点が開示されている。また、IEOはホワイトペーパーに概要や資金使途が記載されているものの「個性性が強く」、会計方針の決定には「経営者による経済実態と会計方針の整合に関する重要な判断を伴う」こと、当該判断の妥当性を検討する際には「監査上慎重な対応が求められる」ことから、KAMに該当すると判断した旨が記載されている。

c. 監査上の対応

- 内部統制の評価：経営者によるIEOに関係する会計方針の決定プロセスに係る内部統制の有効性を評価
- 会計方針の妥当性の検討
 - ・ 関連する会議体議事録、利用規約、ホワイトペーパー、暗号資産取引所との販売委託契約書等の閲覧と経営者への質問により、会計処理の妥当性に関する経営者の判断を検討
 - ・ 特に、IEOにより資金を調達した取引、すなわちBRILを販売する取引の会計処理について、利用規約、ホワイトペーパー、IEOの契約書等を閲覧し、法律に関する内部専門家を利用し、受領した金銭に対応する貸方科目の性質及び履行義務について検討
 - ・ 会計方針及び注記事項の記載において、IEOに関係

した取引が適切に開示されているか検討

(2) CAMの事例

① ETORO GROUP LTD. (会計基準：IFRS、Form 20-F、2024年12月期)

a. CAMの内容

- コールドストレージに保管されている暗号資産（自己保有分及び顧客暗号資産）

b. CAM選定理由

開示では、会社が自己保有暗号資産を保有するほか、顧客暗号資産をカストディとして保有し（オフバランス表示）、その一部がコールドストレージ環境にあることが示され、秘密鍵の喪失・盗難・侵害等は暗号資産の喪失に繋がりが得る点が記載されている。

また、コールドストレージ保管暗号資産の監査は、実在性・網羅性・権利義務に係る重要な虚偽表示リスクへの対応として、十分かつ適切な監査証拠を入手するために必要な監査手続の種類や範囲の観点から複雑であり、経験あるチームメンバー、専門スキルを有するIT専門家、この領域の専門家との協議が必要である旨が示され、CAMとして開示されている。

c. 監査上の対応

- 会社の方針入手及び、コールドストレージで保管される暗号資産の保護・保管・管理・アクセスに係るプロセスの検討
- 監査法人の独自ツール及び外部のエクスペローを用い、パブリックブロックチェーンから独自に監査証拠を入手して暗号資産残高の実在性を検討
- 選定した取引のパブリックブロックチェーン上の移転の観察及び内部記録との突合により、秘密鍵の支配に関する会社の内部統制をテスト
- 自己保有暗号資産と顧客の暗号資産の分別の適切性を評価
- パブリックブロックチェーンから得た証拠の信頼性について専門家を関与させ評価

② Coinbase Global, Inc. (会計基準：US GAAP、Form 10-K、2024年12月期)

a. CAMの内容

- コールドストレージに保管されている暗号資産（自己保有暗号資産、USDC及び顧客暗号資産を含む）

b. CAM選定理由

秘密鍵の喪失・盗難・侵害等は、会社の自己保有暗号資産又は顧客の暗号資産の喪失に繋がりが得る旨が記載されている。そのうえで、コールドストレージで保管される暗号資産の実在性、権利及び義務に係る重要な虚偽表示リスクへ対応するため、十分かつ適切な監査証拠の入手するための監査手続の種類や範囲には、経験あるチームメンバーの関与及び専門家との協議・相談を要する点が含まれること、CAM選定理由として開示されている。

c. 監査上の対応

- 専門家との監査対応に係る相談
- 物理的アクセスコントロール、鍵生成の内部統制、職務分掌等を含む、秘密鍵管理に係る内部統制の有効性の検討
- 帳簿記録と外部ブロックチェーンを照合する内部統制の有効性の検討
- 自己保有暗号資産と顧客の暗号資産を分別するための内部統制の有効性の検討
- 顧客暗号資産の入金・出金に関する内部統制の有効性の検討
- 自己保有暗号資産と顧客の暗号資産の適切な分別を評価するための監査証拠の入手
- 監査法人の独自監査ツールにより、パブリックブロックチェーンから独自に監査証拠を入手し、残高の実在性を検討
- 選定された秘密鍵により署名された暗号学的メッセージの解読（decoding cryptographic messages）又は選定された暗号資産の移転の観察の組み合わせにより、会社による秘密鍵の支配を検討
- パブリックブロックチェーンから入手した監査証拠の信頼性の評価

以 上

金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施について（法人税等・実務対応報告第45号）

『会計情報』編集部

金融庁は、2026年9月15日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

1. 改正の概要（主なもの）

企業会計基準委員会（ASBJ）において、改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等及び実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（コメント募集期間：2026年8月17日～2026年10月19日）が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等につ

いて所要の改正を行うものとされている。
その他所要の改正が行われる。

2. 施行日

公布の日から施行するとされている。

意見募集期間は2026年10月16日(金)までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの実施について：金融庁¹

以 上

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260915-2.html>

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び 就業者負担軽減支援金の導入に関する大 綱ダイジェスト

デロイト トーマツ税理士法人 税理士 ^{こうけつ あけみ} 瀨 明美
税理士 ^{おおとも わかこ} 大友 和佳子

2026（R8）年9月15日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「大綱」、内閣官房ウェブサイト、PDF）が公表され、同日閣議決定された。

大綱では、「中間とりまとめ（社会保障国民会議（令和8年7月29日））」及び「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針（令和8年8月5日閣議決定）」に基づき、中低所得の現役勤労者の負担軽減、所得に応じた手取りの増加、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」

の緩和を通じた就労促進を図るため、就業者負担軽減支援金（以下「支援金」）が導入される旨が記載された。2029（R11）年度の本格導入までの「つなぎ」として、2027（R9）年4月から、2年間に限り飲食料品に係る消費税率の8%から1%への臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲での支援金制度を組み合わせ、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続される。支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」導入の第一歩であり、制度の将来像は、継続検討される。



2027（R9）年4月1日から2029（R11）年3月31日の2年間に限り、飲食料品に係る消費税率が8%から1%に引き下げられる。2029（R11）年度中に本格導入が検討されている支援金制度は、「給付付き税額控除」の導入の第一歩として位置づけられている。

大綱に掲げられた改正項目のうち、主要な項目は、以下のとおりである。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、2026（R8）年秋の臨時国会で成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

1. 2027（R9）年4月1日から2年間の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ（p2～6）

（1）飲食料品に係る2年間の1%特例税率の創設

2027（R9）年4月1日から2029（R11）年3月31日までの間に、事業者が国内で行う飲食料品の譲渡及び保

税地域から引き取られる飲食料品について、消費税の税率を地方消費税率と合わせて1%とする特例税率が創設される。税率1%の対象とされる飲食料品の範囲は、現行の軽減税率8%対象の飲食料品の範囲と同様とされ、適格請求書等には特例税率（1%）及び当該税率に基づく消費税額等を記載するものとされる。なお、現行制度で軽減税率8%の対象となっている新聞の定期購読に係る消費税率の変更はなく、8%が維持される。

また、2027（R9）年1月1日前に締結した定期供給契約に基づき同年4月1日前に対価を領収し同日以後に行われる飲食料品の譲渡、及び通信販売の方法により同年1月1日前に販売条件の提示が行われ同年4月1日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の譲渡は、特例税率1%の譲渡から除外される。



飲食料品に係る2年間の1%特例税率の創設（国税0.78%、地方税0.22%）の概要は、以下のとおりである。
期間：2027（R9）年4月1日から2029（R11）年3月31日までの2年間
対象範囲：現行、軽減税率8%の対象となっている飲食料品の範囲と同じ
※週2回以上発行される新聞の定期購読分は、税率引下げの対象外とされる。
※契約変更等の困難性を考慮した経過措置として、2027（R9）年1月1日前に締結した定期供給契約、通信販売契約による飲食料品の譲渡は1%特例税率の対象外とされる。

(2) 飲食料品に係る消費税率の特例に関する所要の措置

1) 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

飲食料品の譲渡を行う免税事業者が、2027（R9）年4月1日の属する課税期間から課税事業者となることを選択し、その課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなされる。簡易課税制度の適用をやめる場合も、課税期間の末日までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出したときは同様に扱われ、いわゆる2年縛りは適用されない。

2) 飲食料品の譲渡に係る簡易課税制度の特例

簡易課税制度の適用を受ける事業者が飲食料品の譲渡を行った場合、当該譲渡に対応する仕入控除税額は、業種区分にかかわらず当該譲渡に係る売上税額と同額とされる。いわゆる2割特例・3割特例の適用を受ける場合も同様とされる。

3) 消費税の中間申告書の記載事項等の特例

2027（R9）年4月1日以後に開始する中間申告対象期間については、直前の課税期間の飲食料品の譲渡、課

税仕入れ及び保税地域から引き取られる飲食料品に特例税率（1％）が適用されたものとして計算した中間申告税額を記載できる。この場合、簡易課税事業者等は、上記2)の売上税額と同額の仕入税額を控除する特例が適用されたものとして算出できる。

2029（R11）年4月1日以後に開始する中間申告対象期間については、特例税率が適用されないものとして計算した中間申告税額を記載できる。この場合、簡易課税事業者等は、上記2)の売上税額と同額の仕入税額を控除する特例が適用されないものとして算出できる。

なお、上記の措置を適用する場合には、消費税の仮決算による中間申告書に、上記の措置に基づき計算した中間申告税額を記載して提出することとされる。

4) 飲食料品の譲渡に係る消費税の総額表示義務の特例

税込価格を表示しない方法は引き続き認められないが、直ちに対応することが困難な事情があり、特例表示価格が本来表示すべき税込価格であると誤認されないよう防止措置を講じた場合は、税率変更の前後2カ月間は、軽減税率8％又は特例税率1％に基づく税込価格を表示できる。



事業者向けには、以下の所要の措置が手当される。

- ① 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例（本則課税事業者に移行するための特例）：
飲食料品に係る消費税率1％への引下げを受けて、還付申告可能な本則課税に移行するため、免税事業者が課税事業者を選択するための届出書、及び簡易課税制度の適用をやめる届出書の提出期限が2027（R9）年4月1日の属する課税期間の末日までに緩和される（原則は、適用する課税期間の前課税期間末までが提出期限）。なお、当該届出書の提出の可否については、消費税の申告期限を待たずに、届出の提出期限である当該課税期間末までにシミュレーションなどを行い検討する必要がある。
- ② 飲食料品の譲渡に係る簡易課税制度の特例（簡易課税、2割特例・3割特例の適用を受ける場合に納付税額の発生を抑える特例）：
簡易課税事業者が飲食料品を譲渡した場合、現行制度では一定の納付税額が発生することから、業種区分にかかわらず、売上税額と同額の仕入税額控除を認めることで納付税額の発生を抑える特例が設けられる。この取扱いは、インボイス制度のいわゆる2割特例・3割特例の適用を受ける場合も同様とされる。
- ③ 消費税の中間申告書の記載事項等の特例：
消費税率引下げの影響により、納付税額が減少する事業者においては、前年税額に基づき計算する中間申告税額が過大となることが見込まれる。そこで、2027（R9）年4月1日以後の中間申告について、新税率（1％）で再計算した前年税額に基づく中間申告を可能とし、納付税額が過大になることを防ぐ措置が取られる。
- ④ 飲食料品の譲渡に係る消費税の総額表示義務の特例：
総額表示義務は維持されるが、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない状況が発生する可能性があることを踏まえ、直ちに対応することが困難な事業者は、誤認防止措置を講ずることで、税率変更の前後2カ月間は、飲食料品について税率変更前又は変更後の税込価格の表示（8％又は1％）が認められる。

(3) 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに係る農林漁業者等への対応

農林漁業者については、売上税額の減少等に対応して資金繰りへの支援を行い、特に本則課税に移行することが困難な簡易課税事業者・免税事業者には、個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みが導入される。食品事業者、外食事業者には、資金繰り支援、生産性向上に

向けた省力化、テイクアウト等の多角化の支援等が行われる。本則課税事業者へ移行する際の相談対応や税理士費用等の経費への支援も行われ、関係府省庁が連携して予算編成過程で具体化される。

2. 就業者負担軽減支援金の支給等 (p7 ~p13)

2029 (R11) 年度の支援金制度の本格導入までの「つなぎ」として、2027 (R9) 年度及び2028 (R10) 年度は、2年間に限った飲食料品に係る1%特例税率に合わせ、消費税1%相当分の財源の範囲内で支援金の支給が先行して開始される。

支援金は、所得税非課税で個人単位に支給され、支払等の事務は市町村の法定受託事務とされる。

支援金制度の支給要件、支援金の額などについて、大綱の中で一定の考え方が示されているが、具体的な所得水準、給付額等については、今後の制度設計・予算編成過程で決定される予定である。

3. 実務上の留意点

飲食料品の消費税率1%への改正が、企業の実務に与える具体的な影響としては、例えば以下が考えられる。

- 税率区分増加に伴うシステム改修対応、インボイス改修対応 (1%の税率区分の追加が必要)
- 飲食料品の譲渡を行う事業者 (免税事業者、簡易課

税事業者) について、還付申告可能な本則課税事業者への移行の判断 (例: 免税事業者から課税事業者への移行、簡易課税事業者から本則課税事業者への移行) は、消費税の申告期限を待たずに、2027 (R9) 年4月1日の属する課税期間末 (届出の提出期限) までに検討することが必要

- 飲食料品の譲渡に係る簡易課税制度、2割特例・3割特例適用事業者の申告納付税額計算時の特例適用 (売上税額と同額の仕入税額控除を適用)
- 中間申告書の記載事項の特例適用 (新税率 (1%) で再計算した前年税額に基づく中間申告計算)
- 飲食料品の譲渡を行う事業者が1%に税率引き下げ後も「総額表示義務」を維持するための各種対応 (システム改修など) 及び誤認防止措置

飲食料品の1%特例税率は2027 (R9) 年4月1日以降の飲食料品譲渡から導入開始とされ、概ね半年後に迫っている。今後、秋の臨時国会で成立が見込まれる法令等の内容を踏まえ、早期に対応を検討・準備する必要がある。

以 上

会計基準等開発動向

2026年10月9日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。	予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われていた。 公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討され、2026年10月5日に改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等について公表議決が行われた。 金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）について、2026年2月より見直しに着手されている。 フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む）についてはフェーズ1の検討が一巡した後フェーズ2として検討を開始することが予定されている。
資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い	資金決済に関する法律の改正及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の改正に伴い、実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の改正に関する検討が行われている。	2026年8月17日付で、実務対応報告公開草案第74号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等が公表され、2026年10月19日まで意見募集が行われている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf ）が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。
のれんの会計処理及び関連する開示	次について検討を行うことが予定されている。 ① 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第32項の実務上の課題について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討すること。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進めること。 ② 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討すること。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行うこと。	今後、検討を開始することが予定されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第57回基準諮問会議（2026年7月27日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	<p>ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASBスタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。</p> <p>(1)2025年7月3日公表、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日）</p> <p>(2)2026年3月26日公表、公開草案『「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案』（コメント期限：2026年7月24日）</p> <p>ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。</p> <p>SSBJ基準では、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」において、「SASBスタンダード」（2025年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。</p> <p>このため、SSBJでは、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになるとされている。</p>	ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、SSBJにおける対応を検討することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正	<p>以下を受けて、想定される組合員の財務情報に対するニーズや昨今の業界実務との整合性を図るため、見直しを行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年3月11日に改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」が公表され、特定の要件を満たした場合において、組合員はその出資する組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを認められることとなった。 ・2025年6月23日に、経済産業省産業組織課・新たなモデルLPAの作成等のための有識者検討会から「投資事業有限責任組合契約書例及びその解説（令和7年版）」が公表された。 	2026年8月21日付で、業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正（公開草案）が公表され、2026年9月18日まで意見募集が行われていた。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）	ASBJにおいて、改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等及び実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（コメント募集期間：2026年8月17日～2026年10月19日）が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び財務諸表等規則ガイドライン等について所要の改正を行うもの。	<p>2026年9月15日付で左記の改正案が公表され、2026年10月16日まで意見募集が行われている。</p> <p>なお、公布の日から施行する予定とされている。</p>

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

“監査品質に関する報告書2026”のご案内

www.deloitte.com/jp/audit-quality

有限責任監査法人トーマツは、「監査品質に関する報告書2026」を2026年10月に発行しました。

本報告書は、トーマツが取り組む重点戦略とありたい姿を中心に、監査品質のさらなる向上のための様々な取り組みについて説明していますので、是非ご覧ください。

お問い合わせ先 有限責任監査法人トーマツ 広報 audit-pr@tohatsu.co.jp

会計情報

発行日 令和8年10月20日(毎月20日発行)
第603 11月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited("Deloitte Global")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001